

令和3年度 横須賀市保健医療対策協議会 議事概要

1 開催日 令和4年1月28日（金）
（新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催）

2 出席者 資料2（保健医療対策協議会委員名簿）のとおり

3 議事概要

（1）委員長及び委員長職務代理者の選任について

①委員長職務代理者の選任について

三屋委員を委員長に選任することについて承認した。

②委員長職務代理者の選任について

安部委員を委員長職務代理者に選任することについて承認した。

（2）報告事項

次の2件について資料に基づき報告した。

①横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について（資料5）

②横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて（資料6）

（3）意見等

特になし

※ この議事概要は、事務局において要点筆記したものです。

令和3年度 保健医療対策協議会（書面会議）

令和4年(2022年)1月28日（金）

1 委員長及び委員長職務代理者の選任について

2 報告事項

(1) 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

(2) 横須賀市歯および口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて

(配布資料)

資料1 報告事項等説明資料

資料2 保健医療対策協議会委員名簿

資料3 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会名簿

資料4 保健医療対策協議会条例

資料5 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

資料6 横須賀市歯および口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて

令和3年度保健医療対策協議会 意見等記入票

令和 3 年度保健医療対策協議会（書面開催） 説明資料

1 委員長および委員長職務代理者の選任について

令和 3 年 7 月 1 日付け、任期の定めにより、[資料 2](#) の名簿の通り、関係各団体からのご推薦等に基づき、新たに保健医療対策協議会委員 14 名（任期：令和 3 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日）が就任されました。

新たに選任する委員長および委員長職務代理者について、事務局から下記の委員を推薦しますので、ご承認をお願いします。

委員長： 三屋 公紀 委員（横須賀市医師会会長）
職務代理者： 安部 春男 委員（横須賀市連合町内会副会長）

2 報告事項

(1) 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

令和 3 年 9 月 9 日、書面会議により開催した標記部会での検討結果を、[資料 5](#) のとおり報告します。

(2) 横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて

標記計画の改定スケジュールの見直しについて、内容を[資料 6](#) にまとめましたのでご確認ください。

以上

保健医療対策協議会委員名簿

令和 3 年 7 月 1 日現在
(敬称略、50 音順)

	氏 名	団体・役職等
1	安部 春男	横須賀市連合町内会副会長
2	小池 美智子	神奈川県看護協会横須賀支部長
3	鈴木 立也	横須賀市社会福祉協議会会長
4	高橋 達也	横須賀市薬剤師会会長
5	張 学金	横須賀食品衛生協会会長
6	中島 正七	横須賀市赤十字奉仕団委員長
7	長堀 薫	三浦半島病院会会長
8	野田 佳孝	横須賀市消防局長
9	平嶺 春美	国際ソロプチミスト横須賀元会長
10	富宅 伸幸	横須賀三浦獣医師会会長
11	松本 好史	横須賀市歯科医師会会長
12	三屋 公紀	横須賀市医師会会長
13	向井 洋子	神奈川県栄養士会第 4 県民活動事業部会長
14	米持 正伸	横須賀市教育委員会事務局学校教育部長

* 任期：令和 5 年 5 月 31 日まで

資料 3
横須賀市保健医療対策協議会
令和 4 年（2022 年）1 月 28 日

横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会員名簿

令和 3 年 7 月 1 日現在
(五十音順：敬称略)

No	氏 名	団体・組織等
1	高宮 光	横須賀市医師会 副会長
2	半澤 栄一	横須賀市歯科医師会 副会長
3	小池 美智子	神奈川県看護協会 横須賀支部長
4	林 但	横須賀市スポーツ推進委員協議会 会長
5	西山 正澄	神奈川労務安全衛生協会横須賀支部 事務局長
6	田中 和美	神奈川県立保健福祉大学 栄養学科 教授
7	稲垣 恭子	市民公募委員

* 任期：令和 5 年 5 月 31 日まで

保健医療対策協議会条例

（設置）

第1条 本市における保健医療に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第 138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第3条 協議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第5条 協議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 協議会に専門的事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

3 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を協議会に報告しなければならない。

3 第3条第2項及び第3項、第4条並びに第5条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員及び部会員の任期は、平成25年5月31日までとする。

◎横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会の報告について

【保健所健康づくり課】

1 横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会

保健医療対策協議会では、専門的事項を検討するため、健康増進計画・食育推進計画専門部会を設置し、「横須賀市健康増進計画・食育推進計画」の進行管理を行っています。今年度は、次のとおり、専門部会を開催しました。

(1) 日時・場所 令和3年9月9日(木) 書面会議

(2) 議案内容

① 委員長の選出について

令和3年6月1日より2年間の任期で新たに選任された横須賀市健康増進計画・食育推進計画専門部会専門部会員の中から部会長を選出するところですが、今回の専門部会は、書面会議での開催となったため、立候補を募る形での選出としました。

高宮専門部会員より立候補があり、書面で各専門部会員より承認を得ました。

② 横須賀市健康増進計画・食育推進計画の進捗状況について

主な意見

ア. 身体活動・運動—コロナ禍での外出自粛による運動不足を改善するには屋内だけでは限界がある。密にならない場所への外出の提案をしたい。

イ. 食育分野—新型コロナウイルス感染症感染拡大の中、工夫して栄養講座を実施したことは評価できる。また、シニアのための栄養教室は低栄養改善教室として実施する予定にしていることも今後、期待されることである。感染状況により1日コースを半日コースにていえ実施するとよいと思われる。

ウ. 栄養・食生活分野—メタボリックシンドローム予備軍について。

新目標値が20%以下に対して、直近実績値が30.8%となっており、数値があまりにも離れているように感じる。

③ 横須賀市健康増進計画・食育推進計画の改定時期の延長について

「健康日本21」及び「かながわ健康プラン21」の改定時期の1年延長を受け、本市健康増進計画・食育推進計画の評価および改定時期についても1年延長することとしました。(別紙1参照)

補遺：「横須賀市健康増進計画・食育推進計画」について

健康増進法・食育基本法において、市町村への努力義務として、それぞれ健康増進計画・食育推進計画の策定する旨規定されています。(別紙2参照)

本市では、両計画を「健康・食育推進プランよこすか」として、一体的に策定しています。

計画期間 平成25年度から令和4年度までの10年間

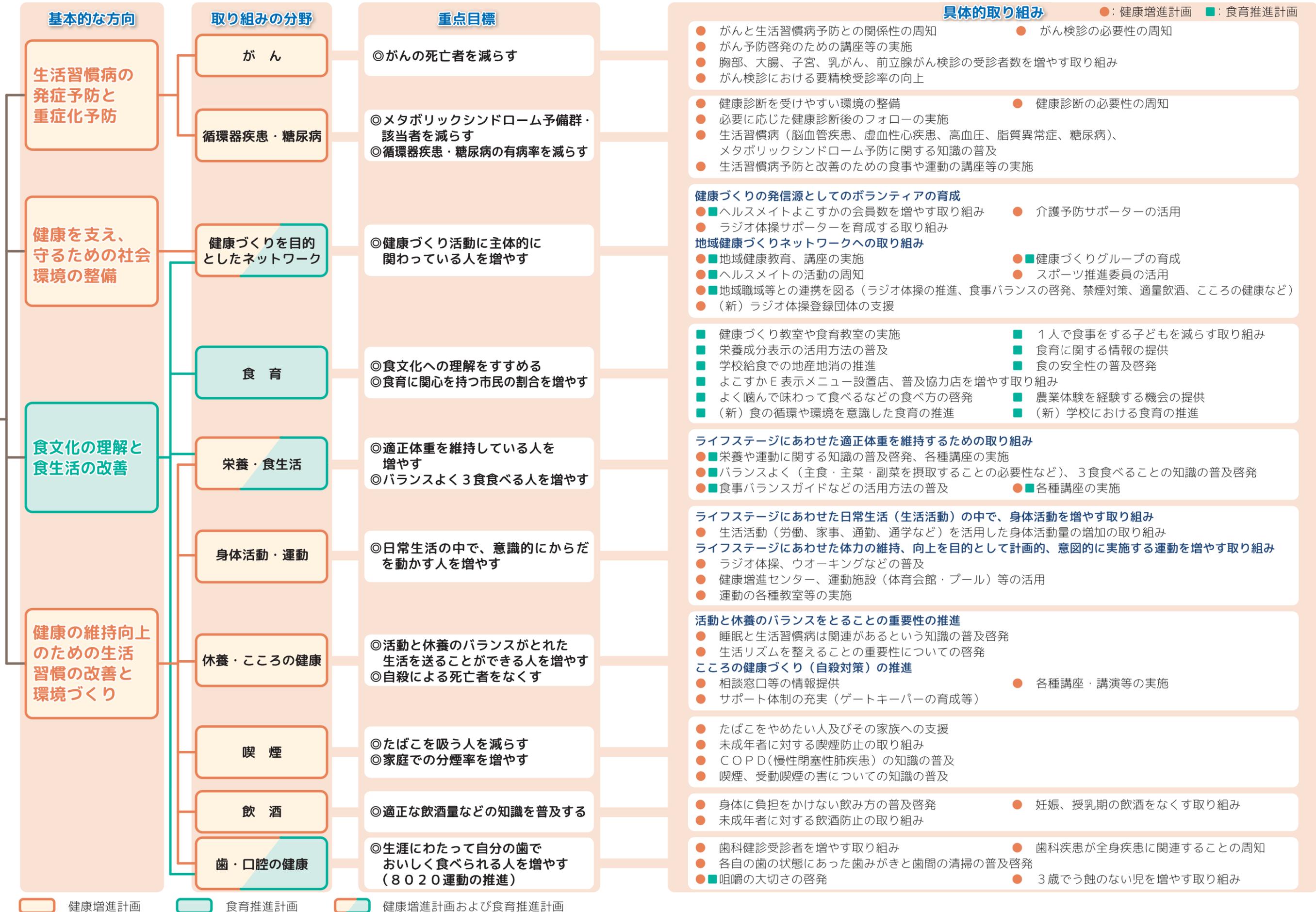
全体目標 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

横須賀市健康増進計画(第3次)横須賀市食育推進計画(第2次)
 改定延長に伴うスケジュールについて

年度	健康増進計画食育推進計画 従来のスケジュール	健康増進計画食育推進計画 変更後スケジュール	【国】健康日本21	【県】かながわ健康 プラン21
2021 (R03)	評価のためのアンケート実施	・ 専門部会、庁内ワーキングへの延長周知、 ・ 進行管理	現計画期間の1年延長	・ 調査報告書公表(8月頃) ・ 現計画の1年延長手続き
2022 (R04)	評価および時期計画案作成	評価のためのアンケート実施	・ 現計画最終評価(夏頃) ・ 次期計画策定・公表(2023年春目途)	・ 最終評価作業 ・ 最終評価報告書公表
2023 (R05)	健康増進(第4次)食育推進(第3次)計画スタート	評価および時期計画案作成	(都道府県計画策定期間)	第3次県計画スタート
2024 (R06)		健康増進(第4次)食育推進(第3次)計画スタート	・ 次期計画の施行	

全体目標

健康寿命の延伸と健康格差の縮小



健康増進計画 食育推進計画 健康増進計画および食育推進計画

報告事項

◎横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の改定スケジュールの見直しについて

【保健所健康づくり課】

1 改定スケジュール見直し予定の計画

○横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画 （期間：令和 3 年度から令和 4 年度）

2 趣旨

○上記、横須賀市の計画は、

厚生労働省告示

- ・「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的方針

（健康日本21（第2次）推進の基本的事項） （期間：平成25年度から令和4年度）

- ・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」 （期間：平成25年度から令和4年度）

神奈川県健康増進計画

- ・かながわ健康プラン21（第2次） （期間：平成25年度から令和4年度）

- ・神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画 （期間：平成25年度から令和4年度）

厚生労働省、神奈川県の計画等をそれぞれ勘案し目標値等を設定している。

○厚生労働省及び神奈川県が上記告示の計画期間を1年延長し、改定スケジュールを見直すことに伴い、「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画」について期間を1年延長し令和5年度までとし、令和6年度以降のスケジュールについては別紙1のとおりとします。

「健康日本21（第2次）」「かながわ健康プラン21（第2次）」の計画時期・改定時期の変更に伴い横須賀市健康増進計画（第3次）横須賀市食育推進計画（第2次）についても改定延長になっています。

横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画は、本市の健康増進計画（第3次）・横須賀市食育推進計画（第2次）に位置付けられていること、また神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画の計画時期・改定時期が変更となっていることから、両計画との整合性を図るため、次期計画策定年度を合わせて改定します。

年度	歯及び口腔の健康づくり推進計画 従来のスケジュール	健康増進計画・食育推進計画 従来のスケジュール	健康増進計画・食育推進計画・ 歯及び口腔の健康づくり推進計画 スケジュール
2021 (R03)	・計画進行管理 ・評価のためのアンケート実施	評価のためのアンケート実施	・専門部会、庁内ワーキングへの延長周知、・進行管理
2022 (R04)	評価及び次期計画案作成	評価及び次期計画案作成	評価のためのアンケート実施
2023 (R05)	健康増進（第4次）・食育推進（第3次）・歯科推進（第2次）計画スタート	健康増進（第4次）・食育推進（第3次）・歯科推進（第2次）計画スタート	評価および次期計画案作成
2024 (R06)			健康増進（第4次）・食育推進（第3次）・歯及び口腔の健康づくり推進（第2次）計画スタート

年度	【国】健康日本21	【県】かながわ健康プラン21
2021 (R03)	現計画期間の1年延長	県民健康栄養調査報告書作成
2022 (R04)	・現計画最終評価（夏頃） ・次期計画策定・公表（2023年春目途）	・調査報告書公表（8月頃） ・現計画の1年延長手続き
2023 (R05)	（都道府県計画策定期間）	・最終評価作業 ・最終評価報告書公表
2024 (R06)	・次期計画の施行	第3次県計画スタート